

会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」の概要（第1回）

公認会計士 やすば たつや
安場 達哉

1. はじめに

日本公認会計士協会は、2019年5月27日付けで会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」（以下、本研究報告という。）

を公表した。

本連載では、本研究報告を5回に分けて解説する。

本稿においてはインセンティブ報酬をめぐる最近の流れや、一般によくみられるインセンティブ報酬の種類と現行の会計基準で定めがあるものについて取り上げる。

第1回	インセンティブ報酬をめぐる最近の流れ
	インセンティブ報酬の種類と現行の会計基準で定められている事項の概要
第2回	インセンティブ報酬に関する会計上の論点（総論）
第3回	インセンティブ報酬に関する会計上の論点と会社法の関係
第4回	インセンティブ報酬に関するその他の会計上の論点（各論①）
第5回	インセンティブ報酬に関するその他の会計上の論点（各論②）

(1) 本研究報告の位置付け

本研究報告は、役員等に対するインセンティブ報酬に係る会計上の取扱い等について、これまでの日本公認会計士協会における調査・研究の結果及び考えを取りまとめたものであり、示されている会計処理等は、飽くまでも現時点における一つの考え方を示したにすぎず、実務上の指針と位置付けされるものではなく、また、実務を拘束するものでもない。

（最終改正2015年3月26日）（以下、実務対応報告第30号という。）

- 実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（2018年1月12日）（以下、実務対応報告第36号という。）

「Ⅲ インセンティブ報酬に関する会計上の論点（総論）」においては、インセンティブ報酬全体に共通する論点として、インセンティブの概念、報酬の概念、インセンティブと報酬の関係、費用計上額の測定日の考え方、「自社株式オプション型報酬」と「自社株型報酬」の会計処理のそれぞれの特徴及び業績連動型報酬の会計処理上の考え方が記載されている。

(2) 本研究報告の全体構成

本研究報告は6つのパートから構成されている。

「Ⅰ はじめに」ではインセンティブ報酬を巡る最近の流れなど昨今注目が集まっている背景について記載されている。

「Ⅱ 現行の会計基準で定められている事項の概要」では、インセンティブ報酬と呼ばれる報酬の種類とインセンティブ報酬のうち現行の会計基準で定められているものが記載されている。具体的には以下の会計基準等に定められている会計処理の概要が示されている。

- 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（最終改正2013年9月13日）（以下、ストック・オプション会計基準という。）
- 実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」

「Ⅳ インセンティブ報酬に関する会計上の論点と会社法の関係」においては、出資規制や資本充実原則など資本会計上の論点及び負債と純資産の区分について記載されている。

「Ⅴ インセンティブ報酬に関するその他の会計上の論点（各論）」においては、費用計上の期間、費用総額の測定、事後的な時価変動（株式価値・オプション価値の変動）の反映の要否、逆インセンティブ、種々の発行条件の取扱い、株価連動型金銭報酬の取扱い、対象者の相違（役員・従業員・第三者）による取扱い、子会社の役員等に発行する場合、信託を用いるスキーム、未公開

企業における参照株価の取扱い、税効果会計適用上の論点、1株当たり情報などの開示上の論点について取り上げられている。

最後に「VI 付録（インセンティブ報酬のスキーム別の会計処理上の論点）」においては、比較的一般的なスキームとして、株式報酬型ストック・オプション、権利確定条件付き有償新株予約権、事前交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）、初年度発行型パフォーマンス・シェア、役員向け株式交付信託、業績連動発行型パフォーマンス・シェア、株価連動型金銭報酬、時価発行新株予約権信託及び事後交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック・ユニット）について、それぞれのスキームの概要、税務上の取扱い、IFRS（指定国際会計基準）上の論点、導入事例の分析及び提言が行われている。

(3) インセンティブ報酬をめぐる最近の流れ

役員に対するインセンティブの付与は我が国企業が国際的に競争力を発揮していくための一つの施策と位置付けられ、法務面の整理、税制上の制度改正が以下のように行われてきた。

2015年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015』では、我が国企業が国際的に競争力を発揮していくためのコーポレート・ガバナンス強化の一つの施策として役員等に対するインセンティブの付与について言及している。それを受け、2015年7月には経済産業省から『コーポレートガバナンス・ガバナンス・システム

の在り方に関する研究会』報告書が公表され、新たな株式報酬を導入するための法的な論点が整理された。

法務省においては2017年4月より法制審議会において役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備に関する論点の検討が開始され、2019年1月開催の第19部会において「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」が決定され、2019年2月開催の法制審議会総会で原案どおり採択されている。

税務面においては2016年度税制改正において特定譲渡制限付株式の損金算入が認められることとなり、2017年度税制改正では、前述の特定譲渡制限付株式を含む役員報酬の損金算入要件が全体的に整理された。これらのインセンティブ報酬に関する概要や税務上の取扱い（一部、会計上の取扱いを含む）については、経済産業省から『『攻めの経営』を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引き—（2019年5月時点版）』（注1）が公表されている。

2. インセンティブ報酬の種類

自社や親会社等の株価や業績に連動して、株式数又は金額が決定され給付される業務執行や労働等のサービスの対価である、いわゆるインセンティブ報酬と呼ばれる報酬として以下のような類型が示されている。

下表のうち※が付されているものが、現行の会計基準等で会計処理が定められているものである。

支給形態	名称	報酬の内容
新株予約権	株式報酬型ストック・オプション※	権利行使価格を1円に設定したストック・オプション（*1）
	業績連動型ストック・オプション（無償発行のもの）※	業績条件を付し、株価上昇のみならず、業績向上へのインセンティブも付した形のストック・オプション（*2）
	権利確定条件付き有償新株予約権※	企業がその従業員等に対して権利確定条件（業績条件など）が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む報酬制度
	時価発行新株予約権信託	親会社等が信託の委託者となり、前述の権利確定条件付き有償新株予約権と同様の新株予約権を信託に対して有償で発行し、規程に従って従業員等に付与されたポイントに基づき、当該新株予約権を従業員等に付与する形の報酬制度
株式	株式交付信託※	自社の株式を受け取ることができる権利（受給権）を付与された役員等に信託を通じて自社の株式を交付する株式報酬制度
	事前交付型譲渡制限付株式	譲渡制限を付した株式を事前に交付し、勤務に応じて当該制限を解除する形の株式報酬制度（*3）

（注1） 本研究報告公表時点では2019年3月時点版が最新版であった。

株式	事後交付型譲渡制限付株式	株式を、一定の勤務対象期間後に交付する形とした株式報酬制度 ^(※4)
	初年度発行型パフォーマンス・シェア	中長期的な一定の業績条件等の達成によって譲渡制限が解除される譲渡制限付株式を、対象期間の開始時に交付する形態の株式報酬制度
	業績連動発行型（事後交付型）パフォーマンス・シェア	中長期的な一定の業績等条件を達成した段階で報酬としての株式が交付されるような株式報酬制度 ^(※5)
現金	パフォーマンス・キャッシュ	一定の業績等条件を達成することで報酬額が決定する現金報酬制度
	ファントム・ストック	仮想的に株式を付与し、その配当受領権や株式の値上がり益を事後的に現金で受領する報酬制度
	SAR（株式増価受益権。ストック・アプリケーション・ライト）	仮想行使価格と報酬算定時の株価との差額を現金で受領できる報酬制度

(※1)：いわゆる1円ストック・オプション

(※2)：一般的に「有償ストック・オプション」などとも呼ばれる

(※3)：いわゆるリストラクテッド・ストック

(※4)：いわゆるリストラクテッド・ストック・ユニット

(※5)：いわゆるパフォーマンス・シェア・ユニット

3. 現行の会計基準で定めがあるもの

上記のうち、企業会計基準委員会（ASBJ）が公表する企業会計基準等において会計処理が明らかにされているものは、※を付した株式報酬型ストック・オプション、業績連動型ストック・オプション、従業員向けの株式交付信託及び権利確定条件付き有償新株予約権である。株式報酬型ストック・オプション及び業績連動型ストック・オプションについてはストック・オプション会計基準、従業員向けの株式交付信託については実務対応報告第30号、権利確定条件付き有償新株予約権は実務

対応報告第36号において会計処理が定められており、以下で会計処理の概要について取り上げる。

(1) スtock・オプション等に係る会計処理の概要

ストック・オプションとは、自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に労働等の対価としての報酬を付与するものをいい（ストック・オプション会計基準第2項(2)）、会計処理としては、費用計上額の測定、権利確定日以前の会計処理及び権利確定日後の会計処理がポイントとなる。

費用計上額の測定	費用計上額の基礎となる公正な評価単価は、ストック・オプションの付与時点で確定し、原則として事後的な見直しは行われぬ。すなわち、ストック・オプションの公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて「ストック・オプションの公正な評価額」を算出し、当該公正な評価額について対象勤務期間を基礎とする方法など、合理的な方法で各期において認識する（ストック・オプション会計基準第5項、6項(1)及び7項）。
権利確定日以前の会計処理	ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が役員等から取得する労働や業務執行等のサービスは、その取得に応じて「株式報酬費用」として計上される。また、対応する金額については、ストック・オプションの権利が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に「新株予約権」として計上する（ストック・オプション会計基準4項）。
権利確定日後の会計処理	ストック・オプションが権利行使された場合、対応する部分を払込資本に振り替える（ストック・オプション会計基準8項）。一方、権利不行使により失効した新株予約権は、「新株予約権戻入益」等の科目で利益として計上する（ストック・オプション会計基準9項）。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引（株式交付信託）に係る会計処理

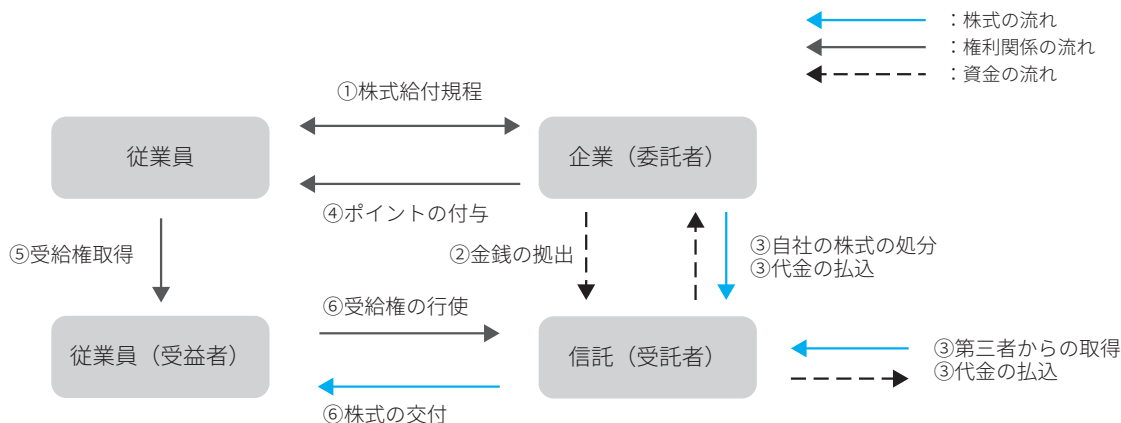
従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引（株式交付信託）に関しては、2013年12月25日に企業会計基準委員会より実務対応報告第30号が公表されている。実務対応報告第30号の適用範囲に役員向けの株式交付信託は含まれないが、スキームの内容に応じて実務対応報告第30号の定めを参考にすることが考えられ

る（実務対応報告第30号26項）。

① 取引の特徴

実務対応報告第30号で対象にしている取引は「従業員への福利厚生を目的として、自社の株式を受け取ることができる権利（受給権）を付与された従業員に対し、信託を通じて自社の株式を交付する取引」である（実務対応報告第30号4項）。

取引は概ね以下の構成となる。



- ① 企業は制度の導入に際し、株式給付規程を制定する。
- ② 企業は従業員を受益者とする他益信託（受益者が定まっていない信託）を設定し、株式購入資金を拠出する。
- ③ 信託は、企業からの拠出資金を原資として、企業あるいは第三者から当該企業の株式を取得する。
- ④ 企業は、株式給付規程により、従業員にポイントが付与する。割り当てられたポイントは、一定の要件を満たすことにより受給権として確定する。
- ⑤⑥ 株式給付規程に基づき、受給権が確定した従業員は、信託から累積ポイントに相当する株式（または金銭）の交付を受ける。

出所：第255回企業会計基準委員会 審議資料を参考に作成

② 会計処理の概要

会計処理としては、信託への総額法の適用、信託への自己株式処分時の自己株式処分差額の認識時点及び従業

員へのポイントの割当等に関する会計処理がポイントとなる。

総額法の適用	一定の要件を満たす場合、信託の決算は総額法により企業の決算に取り込まれる（実務対応報告第30号10項及び14項）。すなわち、貸借対照表項目はそのまま合算し、一方で損益計算書については、純損益相当を負債又は資産に計上する。
自己株式処分差額の認識時点	企業の自己株式を信託に対して譲渡する場合、自己株式処分差額は、信託から従業員への交付時ではなく、自社から信託への処分時に認識される（実務対応報告第30号11項及び7項）。
従業員へのポイントの割り当て等に関する会計処理	従業員にポイントが割り当てられたときには、ポイントに対応する株式数に、信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じた金額を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上する（実務対応報告第30号12項）。 また、事後的に株価が変動したとしても、引当金の見直しは行わない（実務対応報告第30号53項）。

(3) 権利確定条件付き有償新株予約権に係る会計処理

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関しては2018年1月に企業会計基準委員会より実務対応報告第36号が公表されている。

① 取引の特徴

権利確定条件付き有償新株予約権とは「企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引」をいう（実務対応報告第36号1項）。従来のストック・オプションと比較すると、従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むことが特徴となる。

② 会計処理の概要

有償新株予約権については、原則として、ストック・オプション会計基準の適用を受けることとなる。業績条件を考慮しないストック・オプションの公正な評価単価に業績条件の達成可能性を反映したストック・オプション数を乗じて、ストック・オプションの付与時点の公正な評価額が算定される。事後的に業績条件の達成可能性が高まった場合、見積ストック・オプション数が増加するため、総費用計上額は増加することになる（実務対応報告第36号5項(5)）。

以上